

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

164

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。

また、同条第3項により鳥獣保護管理事業計画の規定(同法第4条第4項)が準用され、計画策定に当たり自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。

【支障事例】

当県では計画策定に当たり「環境審議会」の意見を聴取することとなるが、「環境審議会」は特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する「有識者(鳥獣管理に関する学識経験者、狩猟者等)」等が少ない委員構成となっており、必ずしも当審議会での審議にはそぐわないものとなっている。

また、「環境審議会」からの意見聴取に加えて、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、学識経験者等から構成される検討会等の設置及び意見聴取を事実上義務付けており、過大な負担となっている。

【懸念の解消策】

実質的には、指針を根拠とする検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。

また、本計画の上位計画である「鳥獣保護管理事業計画」においては、引き続き「環境審議会」での調査・審議が行われるため、本計画と県全体の環境保全及び自然保護の方針との整合性は図られる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画の対象(イノシシ、シカ等の特定鳥獣)に即した「有識者」の意見を計画の策定に反映しやすくなり、より計画が特定鳥獣の保護管理の実態に即したものとなる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項
鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、茨城県、栃木県、静岡県、京都府、大阪府、高知県

○当団体においても、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を踏まえた本団体の指針に基づき、シカ管理計画の運用や改定案の検討に当たっては、シカに関する専門的な知見を有する学識経験者や地元市町村等からなる「シカ管理計画検討会」を設置しており、法の規定により諮問する「自然環境保全審議会（本審議会及び鳥獣部会）」での手続きとあわせ、大きな負担となっている。

○当県においても、学識経験者を含めた検討会を開催しており、環境審議会メンバーとも重複している状況である。

各府省からの第1次回答

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制機関（以下単に「合議制機関」という。）は、同条第2項に基づき、「温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。」こととされており、第二種特定鳥獣管理計画の作成に当たっても、鳥獣保護管理法第7条の2第3項において読み替えて準用する同法第4条4項に基づき、合議制機関の意見を聴かなければならないこととされているところである。このため、御指摘の都道府県が設置する検討会等が合議制機関として認められるものであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はなく、都道府県知事の判断により、現行制度においても提案事項は実施可能であり、この旨は今後周知していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度により対応可能である旨の回答をいただいたが、以下により、対応できないと考える。

「検討会等が合議制機関として認められるものであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はない」とのことだが、合議制機関として認められるためには、自然環境保全法の規定上、その設置について条例で定める必要がある。

現に環境審議会という自然環境保全法上の合議制機関が存在しているにもかかわらず、環境審議会での意見聴取を不要とするために、条例で新たな合議制機関を創設することは、基本指針において検討会や連絡協議会の設置を求めていることと整合しないとともに、行政機関の合理化、簡素化の要請にも反している。また、検討会等は、知事の諮問に応じ自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するという、自然環境保全法で規定する合議制機関に求められる役割に沿ったものとは考えられない。

したがって、検討会等が合議制機関として認められるものとするのは適切でないと考えられ、引き続き環境審議会、検討会の両方で意見を聴取する必要があり、過大に事務負担を生じさせる状況は変わらない。

そもそも、環境審議会の性質上、特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する有識者が手厚い委員構成とすることは困難であるため、第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）に係る審議はそぐわないと考える。

環境審議会内に鳥獣部会を設置するとしても、部会では鳥獣全般に関する諸問題を審議することとなり、特定鳥獣であるニホンジカ・イノシシの有識者が少ない状況が根本的に解消されないおそれがある。

当県では、ニホンジカに関して特定計画の目標値を上回る捕獲実績を達成し、その結果、近年推定生息数が減少傾向に転換することとなり、合わせて農業被害の減少の効果が表れ始めた。これは、これまでニホンジカの生態だけではなく、当該生息域での行動を把握できる立場にいる委員からの提言等によるところが大きい。例えば、対象森林の管理者や当該地域での狩猟者のような、合議制機関等が想定するよりも、具体的かつ即地的な提言を行う者が実際には委員として実効性のある提言ができる。

検討会では、特定鳥獣の有識者である委員によって具体的な提案がなされており、特定鳥獣の実態に即した特定計画の策定が可能となっており、法律の趣旨は充足している。条例で定められた「合議制機関」ではないことから、特定鳥獣に関する新たな問題が発生した場合、その問題の専門家に委員として入ってもらうなど、実態に応じた委員構成に柔軟に変更することが可能であり、環境省が繰り返し求めている、より順応的な管理にも資するものとなっている。

したがって、検討会が自然環境保全法上の「合議制機関」であることで環境審議会の意見聴取を不要とする要件とする必要性は乏しいと考えられ、現行の検討会が「合議制機関」であるか否かにかかわらず、環境審議会の代わりに検討会等の鳥獣管理の有識者からの意見聴取で足りることとなるよう、法律の規定を見直していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

第二種特定鳥獣管理計画の策定に関わる手続の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化するべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○検討会等及び自然環境保全法に定める合議制機関の両方に諮ることは地方公共団体への過大な負担となっている。計画策定に当たっては、鳥獣の保護管理に関する専門家などからなる検討会等に意見聴取すれば足りることとすべきではないか。

各府省からの第2次回答

第二種特定鳥獣管理計画は、都道府県において、鳥獣の生息状況等を勘案して当該鳥獣の管理を図るために定める総合的な計画であり、その計画の策定・変更に際しては、審議会その他の合議制機関（以下単に「合議制機関」という。）への意見聴取を行うこととしている。

合議制機関は、普通地方公共団体の行政組織の一環をなすものであることから、行政部内における任意の判断に依拠することなく、条例に基づいて均衡ある組織・運営が定められる必要がある。そのため、合議制機関への意見聴取を行う趣旨としては、合議制機関の議を経ることにより、地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図るためである。

なお、当該計画の達成を図るため必要があるときは、都道府県知事は、地域の実情に応じて、狩猟期間の延長など、環境大臣が定める狩猟に係る規制の緩和等を行うことが可能とされている（法第14条）。その場合も、こうした合議制機関の意見聴取をした上で行うこととされているのは、地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図る観点からである。

また、提案団体における環境審議会においては、委員の構成等が特定鳥獣の調査・審議に「そぐわない」ものとなっているとのこと。

しかしながら、特定鳥獣の調査・審議に即した部会等の組織の設置や委員の選定等について、提案団体の現行の条例においては、都道府県知事に委任されており、行政機関の合理化・簡素化の観点も踏まえつつ、柔軟に対応することが可能となっている（既に多くの都道府県でそのように対応している（※））。さらに、環境省において「鳥獣プロデータバンク」における「鳥獣保護管理プランナー」を紹介することが可能である。

（※）審議会の下に部会を設置している例が、現在37都道府県において確認されている。また、そのうち鳥獣関係の審議をより専門的に実施できるよう「鳥獣部会」又は「野生生物部会」等として、一定程度の専門性を持つ部会としている例が、23都府県において確認されている。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【環境省】

（13）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平14法88）

（i）第二種特定鳥獣管理計画（7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。）については、以下のとおりとする。

・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法（昭47法85）51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下この事項において「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならないとされていること（7条の2第3項において準用する4条4項）については、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。

〔措置済み（令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡）〕